

市・県民税の申告はお済みですか？

国民健康保険に加入している世帯は、前年の所得金額の有無いかわらず、毎年必ず申告する義務があり、保険税の算出は原則として市・県民税の申告を基に行われます。

国保世帯の世帯主（本人自身

が国保に入加入していない場合も含みます）と国保に加入している世帯員全員の合算所得金額が、一定基準額を下回る場合、均等割額（一人ひとりにかかる額）と平等割額（世帯毎にかかる額）が軽減される制度があります。

また、高額療養費の負担限度額も申告後の所得区分により算定されますので、次のような方は必ず市・県民税の申告をしてください。

①平成18年中に収入のなかつた方（18年中の収入が雇用保険などの非課税所得のみの方も含みます）

②平成18年中に障害・遺族年金を受給していた方（ただし、他の厚生年金・国民年金などを受給している方は申告不要です）



- ③平成18年中に扶養、仕送り、退職金・預貯金で生活している方など

※基本的に3月15日までなら

市内申告会場、それ以降なら本庁2階市民税課窓口または、各総合支所市民生活課の

市・県民税担当窓口で、市・県民税の申告をお願いします。

※すでに税務署や市役所、各総合支所で申告を済ませている方は必要ありません。

※国保加入世帯の中に、①～③のいずれかに該当しているにもかかわらず、一人でも未申告の方がいると、保険税の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなりますのでご注意ください。

住民税非課税世帯には、現行の「標準負担額認定証」に代えて「限度額適用・標準負担額認定証」が、一般および上位所得者には、新たに「限度額認定証」が交付されます。認定証の交付には申請が必要です。入院が決まつたら、必ず入院前に申請しましょう！

問 国保年金課（内線249・274・275）・各総合支所市民生活

課 国保税担当

4月から70歳未満の入院時の高額療養費の支給方法が変わります

70歳未満の人人が入院したときには、3月までは、自己負担分（医療費の3割）を全額負担して、あとから申請により限度額を超えた分が支給されていました。

4月からは、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払いが限度額までと変わります。

この支給方法は、平成14年からすでに、70歳以上で実施しており、平成19年4月からは70歳未満も対象となります。

限度額適用認定証の交付を受けてください

医療費の自己負担限度額は所得区分に応じて異なります。

医療機関の窓口でその所得区分を明らかにするために、「限度額適用認定証」が必要になります。

ます。

住民税非課税世帯には、現行の「標準負担額認定証」に代えて「限度額適用・標準負担額認定証」が、一般および上位所得者には、新たに「限度額認定証」が交付されます。認定証の交付には申請が必要です。入院が決まつたら、必ず入院前に申請しましょう！

※4月の入院については、4月中に申請すれば4月1日から

認定します。

なお、「限度額適用認定証」

の交付については、国民健康保険に滞納のない世帯が対象となります。

問 国保年金課（内線471・472）

石巻社会保険事務所では、月曜日・休日における年金相談窓口を設けています。

石巻社会保険事務所からのお知らせ

●月曜日の時間外延長
実施日 12日(月)・19日(月)
受付時間 午後7時まで
場所 石巻社会保険事務所

●休日開庁による年金相談
実施日 10日(土)
受付時間 午前9時30分から
場所 石巻社会保険事務所

※4月以降も相談窓口の開設を予定しています。

毎月第2・第3月曜日（午後7時まで）
第2土曜日（午前9時30分～午後4時）

問 石巻社会保険事務所

☎ 22-5115

公共下水道使用料 農業集落排水処理施設使用料

● 公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・浄化槽使用料を改定します。

公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・浄化槽使用料が4月からの改定により、6月請求分から新料金となります。

公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・浄化槽使用料は、合併前の旧市町ごとに定められたもので、統一料金にはなっていません。これを、平成19年度（今回）と平成22年度の2段階で統一料金となるよう改定します。

なお、平成22年度の改定は、石巻地区と雄勝地区を含めた全地区的下水道使用料を統一料金とすることとしています。それぞれの使用料の改定内容は、次のとおりです。

● 公共下水道使用料の改定

石巻地区および雄勝地区を除く5地区（河北地区・河南地区・桃生地区・北上地区・牡鹿地区）が対象となります。改定内容は、従量使用料の排

除汚水量区分を石巻地区に統し、使用料については石巻地区の料金を基準とし、5地区の現行使用料との差額の2分の1程

度となるよう従量使用料の単価を下記（表1）のとおり改定します。

● 農業集落排水処理施設使用料

（河南地区）の改定

鹿又・本町・和渕・定川・笈

入の5地区が対象となります。

改定内容は、一般家庭の世帯員数で定額料金となる「世帯割制」と事業所などの「従量制」の料金体系を河南地区の公共下水道使用料と統一料金とし、下記（表2）のとおり改定します。

● 農業集落排水処理施設使用料

（河北地区）の設定

中道地区的農業集落排水処理施設が4月から一部供用を開始しますので、使用料を河北地区の公共下水道使用料と統一料金とし、下記（表3）のとおり設定します。

問 下水道管理課（内線372）
各総合支所下水道担当課

● 濾化槽使用料（北上地区）の改定

浄化槽使用料を北上地区の公共下水道使用料と統一料金とし、下記（表4）のとおり改定します。



表1 公共下水道使用料の改定

区分	排除汚水量	河北地区		河南地区		桃生地区		北上地区		牡鹿地区		(参考)石巻地区 使用料
		旧使用料	新使用料									
従量使用料 (1m³当たり)	10m³まで	1,400円	1,400円	1,200円	1,200円	1,300円	1,300円	1,400円	1,400円	1,200円	1,200円	1,300円
	10m³超~20m³まで		140円		140円		150円				120円	
	20m³超~30m³まで		150円		160円		175円				130円	
	30m³超~50m³まで		150円				170円				160円	
	50m³超~60m³まで											
	60m³超~100m³まで		165円		170円		205円		190円		140円	
	100m³超~200m³まで		180円					210円		190円		235円
	200m³超~500m³まで		195円		200円		230円		210円		160円	
	500m³超~				220円		250円		230円		220円	

※河北地区的排除汚水量は、水道使用水量の8割算定を廃止します。

表2 農業集落排水処理施設使用料(河南地区)の改定

区分	旧 使用 料		新 使用 料			
	区分	使用料	区分	排除汚水量	使用料	
一般 (世帯割)	世帯割額1,498円+392円×世帯員数		従量使用料 (1m³当たり)	10m³まで	1,200円	
				10m³超~50m³まで	175円	
事業所等 (従量制)	基本(10m³)使用料1,498円+161円×10m³を超える使用量			50m³超~200m³まで	205円	
				200m³超~500m³まで	230円	
				500m³超~	250円	

表3 農業集落排水処理施設使用料(河北地区)の設定

区分	排除汚水量	使用料
基本使用料	10m³まで	1,400円
	10m³超~50m³まで	150円
従量使用料 (1m³当たり)	50m³超~200m³まで	170円
	200m³超~500m³まで	200円
	500m³超~	220円

表4 浄化槽使用料(北上地区)の改定

区分	排除汚水量	旧使用料	新使用料
基本使用料	10m³まで	1,400円	1,400円
	10m³超~50m³まで		170円
従量使用料 (1m³当たり)	50m³超~200m³まで		190円
	200m³超~500m³まで		210円
	500m³超~		230円